

ダウンロード

○旭川市公民館条例（昭和34年4月1日条例第7号）

旭川市公民館条例

昭和34年4月1日
条例第7号

改正	昭和36年5月1日条例第29号	昭和38年8月14日条例第31号
	昭和38年10月11日条例第45号	昭和38年12月25日条例第54号
	昭和41年6月4日条例第17号	昭和42年6月6日条例第26号
	昭和42年9月25日条例第35号	昭和43年3月1日条例第4号
	昭和44年4月1日条例第20号	昭和44年10月18日条例第50号
	昭和45年6月1日条例第30号	昭和45年12月28日条例第41号
	昭和46年2月23日条例第7号	昭和46年6月7日条例第43号
	昭和47年4月1日条例第8号	昭和47年6月2日条例第31号
	昭和48年3月31日条例第18号	昭和48年7月26日条例第35号
	昭和50年10月16日条例第32号	昭和52年10月12日条例第38号
	昭和53年10月2日条例第28号	昭和55年4月1日条例第10号
	昭和57年12月24日条例第25号	昭和58年3月31日条例第9号
	昭和58年12月28日条例第33号	昭和59年4月1日条例第6号
	昭和59年12月22日条例第35号	昭和61年12月23日条例第25号
	平成元年4月7日条例第6号	平成元年7月5日条例第32号
	平成2年9月19日条例第14号	平成5年10月7日条例第25号
	平成6年3月30日条例第8号	平成9年3月31日条例第36号
	平成12年3月31日条例第74号	平成13年3月26日条例第26号
	平成17年12月15日条例第81号	平成19年7月5日条例第29号
	平成21年12月18日条例第57号	平成25年3月25日条例第37号
	平成25年12月18日条例第67号	

(設置)

第1条 本市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基く公民館を設置する。

(名称、位置及び対象区域)

第2条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
旭川市中央公民館	旭川市5条通20丁目	中央地区
旭川市永山公民館	旭川市永山3条19丁目	永山地区
旭川市東旭川公民館	旭川市東旭川町上兵村	東旭川地区
旭川市神楽公民館	旭川市神楽3条6丁目	神楽地区
旭川市末広公民館	旭川市末広1条2丁目	末広・春光地区
旭川市江丹別公民館	旭川市江丹別町中央	江丹別地区
旭川市東鷹栖公民館	旭川市東鷹栖4条3丁目	東鷹栖地区
旭川市神居公民館	旭川市神居2条9丁目	神居地区
旭川市西神楽公民館	旭川市西神楽南1条3丁目	西神楽地区
旭川市北星公民館	旭川市北門町8丁目	北星地区
旭川市新旭川公民館	旭川市東3条7丁目	新旭川地区
旭川市春光台公民館	旭川市春光台3条3丁目	春光台地区
旭川市愛宕公民館	旭川市豊岡7条9丁目	豊岡・東旭川地区
旭川市東光公民館	旭川市東光10条3丁目	東光地区

(分館の設置)

第3条 旭川市公民館に分館を置く。

2 分館の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

(開館時間及び休館日)

第4条 公民館の開館時間及び休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、旭川市教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要と認めたとき、又は第4条の3第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であつて、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、開館時間及び休館日を臨時に変更することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月30日及び31日並びに1月2日から4日まで

(使用期間の制限)

第4条の2 公民館の各施設を引き続き使用できる期間は、5日以内とする。ただし、委員会又は次条第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第4条の3 委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に旭川市西神楽公民館(同館に置く分館を含む。)及び旭川市春光台公民館の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育法第22条各号に掲げる公民館の事業に関すること。

(2) 公民館の使用の承認等に関すること。

(3) 使用料の徴収及び還付に関すること。

(4) 公民館の施設及び設備の維持管理に関すること。

(5) その他委員会が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

第4条の4 委員会は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定するものとする。

2 委員会は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

第5条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ委員会又は指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 委員会又は指定管理者は、前項の承認を与える場合において、公民館の運営上必要があると認めるときは、その使用について、条件を付することができる。

3 委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認められたとき。

(3) その他委員会又は指定管理者が使用を不相当と認められたとき。

(使用料)

第6条 公民館の使用料は、別表2により徴収する。

2 公民館備付物件の使用料は、委員会が定める。

3 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認められた場合は、この限りでない。

4 市長は、特別の理由があると認められたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(設備の承認)

第7条 第5条第1項の規定による承認を得た者(以下「使用者」という。)が、公民館の使用に当たり特別の物品を搬入し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ委員会又は指定管理者の承認を得なければならない。

(権利譲渡の制限)

第8条 使用者は、その権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(使用者の義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原形に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、委員会又は指定管理者がこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

第10条 使用者が建物又は設備その他の物件を滅失し、又はき損したときは、委員会又は指定管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

第11条 削除

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責に帰することができない事由によつて使用不能となつたとき。

(2) その他委員会が特別の理由があると認めたとき。

(運営協議会)

第13条 公民館の運営等に関し必要な事項を審議させるため、委員会に旭川市公民館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する委員10人以内をもつて組織する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験者

(4) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、委員会が行う公募に応じたもの

(5) その他委員会が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 旭川市中央公民館条例(昭和25年旭川市条例第2号)

(2) 旭川市中央公民館使用条例(昭和24年旭川市条例第48号)

附 則(昭和36年5月1日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年8月14日条例第31号)

この条例は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則(昭和38年10月11日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月15日から適用する。

附 則(昭和38年12月25日条例第54号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に公民館運営審議会の委員である者は、旭川市中央公民館運営審議会の委員とし、その任期は昭和39年8月31日までとする。

附 則(昭和41年6月4日条例第17号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和41年6月規則第18号で、同41年6月20日から施行)

附 則(昭和42年6月6日条例第26号)

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日(昭和42年7月1日)から施行する。

附 則(昭和42年9月25日条例第35号)

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和42年10月19日）から施行する。

附 則（昭和43年3月1日条例第4号）

この条例は、昭和43年3月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月1日条例第20号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年10月18日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年6月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年12月28日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年2月23日条例第7号）

この条例は、昭和46年3月2日から施行する。

附 則（昭和46年6月7日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び別表1の改正規定は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和46年8月1日）から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第8号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和47年5月1日）から施行する。

附 則（昭和47年6月2日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月31日条例第18号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和48年7月1日）から施行する。

附 則（昭和48年7月26日条例第35号）

この条例は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告のあつた翌日（昭和48年10月2日）から施行する。

附 則（昭和50年10月16日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の表の改正部分は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和50年11月1日）から施行する。

附 則（昭和52年10月12日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和52年11月15日）から施行する。

附 則（昭和53年10月2日条例第28号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示の日（昭和53年11月1日）から施行する。

附 則（昭和55年4月1日条例第10号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月24日条例第25号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第9号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月28日条例第33号）

この条例は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第6号）

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前に使用の承認がされているものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月22日条例第35号）

この条例は、昭和60年1月5日から施行する。

附 則（昭和61年12月23日条例第25号）

この条例は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（平成元年4月7日条例第6号）

この条例は、平成元年6月25日から施行する。

附 則（平成元年7月5日条例第32号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日（平成元年11月6日）から施行する。

附 則（平成2年9月19日条例第14号）

この条例は、平成2年11月30日から施行する。

附 則（平成5年10月7日条例第25号）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年11月9日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、（中略）第2条（中略）の規定は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日（平成5年11月8日）から施行する。

附 則（平成6年3月30日条例第8号）

この条例は、平成6年10月3日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第36号）

1 この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。（平成10年3月教委規則第3号で、同10年4月1日から施行）

2 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、この条例による改正後の旭川市公民館条例別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第74号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第26号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年12月15日条例第81号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表1の改正規定は、平成18年1月11日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市公民館条例（以下「改正後の条例」という。）別表2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月5日条例第29号）

この条例は、平成19年10月9日から施行する。ただし、第4条の改正規定、別表1の改正規定（千代田分館に係る部分を除く。）及び別表2備考第5項の改正規定は公布の日から、別表1の改正規定（千代田分館に係る部分に限る。）は平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第57号）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に3条を加える改正規定（第4条の4に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市公民館条例第5条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市公民館条例第5条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

附 則（平成25年3月25日条例第37号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月18日条例第67号）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市公民館条例第5条第1項の規定により承認を受けている者は、この条例による改正後の旭川市公民館条例第5条第1項の規定により承認を受けたものとみなす。

別表 1

名称	位置
旭川市東旭川公民館 米原分館	旭川市東旭川町米原
同 旭正分館	旭川市東旭川町旭正
同 桜岡分館	旭川市東旭川町桜岡
同 瑞穂分館	旭川市東旭川町瑞穂
同 日の出分館	旭川市東旭川町日ノ出
旭川市西神楽公民館 聖和分館	旭川市西神楽 1 線18号
同 千代ヶ岡分館	旭川市西神楽 3 線25号
同 就実分館	旭川市西神楽 1 線31号
旭川市江丹別公民館 嵐山分館	旭川市江丹別町嵐山
旭川市東鷹栖公民館 第 1 分館	旭川市末広 3 条 7 丁目
同 第 2 分館	旭川市東鷹栖 4 線16号
同 第 3 分館	旭川市東鷹栖10線21号
同 第 4 分館	旭川市東鷹栖 9 線15号
旭川市神居公民館 上雨紛分館	旭川市神居町上雨紛

別表 2

公民館使用料

種別	午前 (9時～12時)	午後 (1時～5時)	夜間 (6時～10時)
小会議室	180円	250円	250円
中会議室	250円	370円	370円
大会議室A	500円	750円	750円
大会議室B	1,000円	1,510円	1,510円

備考

- 1 小会議室とは、室面積が50㎡未満とする。
- 2 中会議室とは、室面積が50㎡以上100㎡未満とする。
- 3 大会議室Aとは、室面積が100㎡以上200㎡未満とする。
- 4 大会議室Bとは、室面積が200㎡以上とする。
- 5 入場料、会費又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の30割に相当する額とする。ただし、旭川市神楽公民館大会議室Bを使用する場合にあつては、入場料等の額が1,000円以下のときはこの表に定める額と、1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に定める額の20割に相当する額とする。

- 6 燃料費については、委員会が別に定める額を徴収する。
- 7 臨時電灯及び動力を使用する場合の料金は、その都度委員会が定める。